

(仮称) 葛飾区公文書等管理条例 (素案) 及び 葛飾区情報公開条例の一部改正 (素案) への ご意見用紙

ご意見をこの用紙にご記入のうえ、令和7年1月14日(火)まで(必着)に、郵送またはFAXでお送りいただくか、総務課(区役所5階504番)までお持ちください。この用紙によらず任意の書式による提出も可能ですが、住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。また、区ホームページの電子申請からのご提出いただけます。

ご 意 見			
葛飾区公文書等管理条例により、公文書が保存されていくことにはなりますが、保存期間の判断が重要になりますので、第3者機関が必要になるかと考えます。 また、保存する場所や情報公開の申請方法など詳しい内容が欠けているように思いました。誰にも開かれた葛飾区になるためにも、情報公開手続きがスムーズにいくようにネット申請などデジタル化をお願い致します。			
住 所			
氏 名		電 話	

※お寄せいただいたご意見などを考慮し、最終決定を行います。

※お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、後日公表します。ご意見に対する個別の回答は行いません。あらかじめご了承ください。

【ご提出先・お問い合わせ先】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区総務部総務課区政情報係 電話03-5654-8137 FAX03-5698-1503

(仮称) 葛飾区公文書等管理条例 (素案) 及び 葛飾区情報公開条例の一部改正 (素案) への ご意見用紙

ご意見をこの用紙にご記入のうえ、令和7年1月14日(火)まで(必着)に、郵送またはFAXでお送りいただくか、総務課(区役所5階504番)までお持ちください。この用紙によらず任意の書式による提出も可能ですが、住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。また、区ホームページの電子申請からもご提出いただけます。

ご 意 見			
意見1：公文書管理条例の制定について賛意を示します。その上で、現用文書に対する制御から特定歴史的公文書の活用までを担える人材の配置を期待します。特に13条の利用の促進を行うには専門職が必要です。庁内公募により、公文書管理に関心のある職員に国立公文書館のアーカイブズ研修の受講及び認証アーキビスト取得を進めさせ、当該業務に配置すべきです。行政内でジョブ型人事が困難であることは承知していますが、組織内で認証アーキビストを有した職員を複数人有することで、その人材のローテーションによって公文書管理業務を進めることを検討して頂きたいと考えます。国立公文書館の研修を受講し、認証アーキビスト資格を有することで職員自身の情報リテラシーが向上します。また、そのような職員が複数存在することによって行政経営の質を上げることにも将来的に繋がっていくと考えます。 意見2：特定歴史的公文書の保存活用のある公文書館を整備することの議論が十分でないように思われます。おそらく、「公文書館」は整備せず展示などは博物館や図書館、区役所で行われるのですが、このような場合、「館」がないということで国立公文書館からアーカイブズ情報を獲得し辛くなる可能性があります。全国公文書館長会議に当該担当者をオブザーバー参加させる、アーカイブズ研修Ⅱへの参加など、能動的にアーカイブズ情報を得るためのチャンネル作りを欠かさないようにしてほしいと思います。			
住 所			
氏 名		電 話	

※お寄せいただいたご意見などを考慮し、最終決定を行います。

※お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、後日公表します。ご意見に対する個別の回答は行いません。あらかじめご了承ください。

【ご提出先・お問い合わせ先】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区総務部総務課区政情報係 電話03-5654-8137 FAX03-5698-1503

(仮称) 葛飾区公文書等管理条例 (素案) 及び 葛飾区情報公開条例の一部改正 (素案) への ご意見用紙

ご意見をこの用紙にご記入のうえ、令和7年1月14日(火)まで(必着)に、郵送またはFAXでお送りいただくか、総務課(区役所5階504番)までお持ちください。この用紙によらず任意の書式による提出も可能ですが、住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。また、区ホームページの電子申請からもご提出いただけます。

ご 意 見			
どのような文書も歴史的な記録で価値があり、仮に今や数十年後に不要と判断だとしても、数百年後には当時の歴史や文化を表すための貴重な資料となります。 「保存期間及び保存期間が満了する日」などは一才設定せずに、何百年後であっても、その文書を求める人間が必要な文書を見れるよう半永久的に文書を保管し検索および閲覧でき続ける状態にするべきです。 保存するための資金や技術が真実上存在し、年々技術の進歩で費用が減っているにもかかわらず、それらが永久に失われてしまうのは勿体ないことですし、我々はあるだけ残し続ける体制をとるべきです。 現在設定されている「保存期間及び保存期間が満了する日」は全て廃止し、半永久的に保管し続けるようにするべきです。 この意見を反映してください。よろしくお願いいたします。			
住 所			
氏 名		電 話	

※お寄せいただいたご意見などを考慮し、最終決定を行います。

※お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、後日公表します。ご意見に対する個別の回答は行いません。あらかじめご了承ください。

【ご提出先・お問い合わせ先】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区総務部総務課区政情報係 電話03-5654-8137 FAX03-5698-1503

(仮称) 葛飾区公文書等管理条例 (素案) 及び 葛飾区情報公開条例の一部改正 (素案) への ご意見用紙

ご意見をこの用紙にご記入のうえ、令和7年1月14日(火)まで(必着)に、郵送またはFAXでお送りいただくか、総務課(区役所5階504番)までお持ちください。この用紙によらず任意の書式による提出も可能ですが、住所・氏名・電話番号を必ずご記入ください。また、区ホームページの電子申請からのご提出いただけます。

ご意見			
広報かつしか等の報道発表、区議会の議事録含む区政に関するものは永久保存、区民と区長との意見交換会は5年間ですが永久保存すべきです。理由は区政や区民の意見も歴史的価値があるからです。 個人に関する情報も保存期限を定めず、当該者が亡くなってから一定期間経過したら、公表可能にしてもよいのではないでしょう。区に功績を残していれば、顕彰にもなるからです。遺族からすれば家系を知る手がかりにもなります。			
住 所			
氏 名		電 話	

※お寄せいただいたご意見などを考慮し、最終決定を行います。

※お寄せいただいたご意見の概要と区の考え方は、後日公表します。ご意見に対する個別の回答は行いません。あらかじめご了承ください。

【ご提出先・お問い合わせ先】

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区総務部総務課区政情報係 電話03-5654-8137 FAX03-5698-1503